（案）

○防衛省令第　　号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十五条の十第一項及び第六十五条の十三の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（目次を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

←

改正後	改正前
目次 第一章・第二章　［略］ 第三章　隊員 第一節～第八節　［略］ 第九節　退職管理（第六十五条の二―第六十五条の十八） 第十節～第十三節　［略］ 第四章　［略］ 附則	目次 第一章・第二章　［同上］ 第三章　隊員 第一節～第八節　［同上］ 第九節　退職管理（第六十五条の二―第六十五条の十七） 第十節～第十三節　［同上］ 第四章　［同上］ 附則
（就職の援助に関する手続） 第六十五条の十一　法第六十五条の二第二項第一号イ又はハに該当する隊員（以下「若年定年制自衛官等」という。）であつた者が法第六十五条の十第一項に規定する離職後その年齢が六十五年に達するまでの間の就職の援助を受けようとする場合には、別記様式第四の申請書に直前に当該者を雇用していた事業主が当該者の請求に基づき発行する離職の事由（離職の事由が解雇又は免職の場合は、その理由を含む。）を証明する書類及び防衛省が発行する当該者が若年定年制自衛官等として在職していたことを証明する書類を添付して、防衛大臣に提出するものとする。 2　防衛大臣は、前項の規定により提出があつた場合は、当該提出に係る就職の援助を行うことが適当であると認める場合に限り、就職の援助を行う。 3　第一項の規定により提出を行つた者が、当該提出に係る就職の援助を辞退する場合には、遅滞なく、別記様式第五により防衛大臣に届け出なければならない。 4　防衛大臣は、必要があると認めるときは、若年定年等隊員の就職の援助を行うことを目的とする一般財団法人に対し、第二項の就職の援	［条を加える。］

助及び第一項の申請書の提出その他の就職の援助に伴う事務の一部を委託することができる。

5　第一項から前項までに定めるもののほか、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助及び若年定年制自衛官等であつた者の離職後その年齢が六十五年に達するまでの間の就職の援助に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（再就職の約束をした場合の届出）

第六十五条の十二　［略］

2　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第六の一により防衛大臣に届け出るものとする。

3　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第三号及び第六号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第六の二により防衛大臣に届け出なければならない。

4　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、別記様式第六の三により防衛大臣に届け出なければならない。

第六十五条の十三　［略］

（管理職隊員の事前の再就職の届出）

第六十五条の十四　［略］

2　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした管理職隊員であつた者（離職後二年を経過しない者に限り、同条第三項の規定による届出をした者を除く。）は、当該同条第一項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、第六十五条の十二第四項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。

3～5　［略］

（再就職の約束をした場合の届出）

第六十五条の十一　［同上］

2　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第四により防衛大臣に届け出るものとする。

3　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第三号及び第六号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第五により防衛大臣に届け出なければならない。

4　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、別記様式第六により防衛大臣に届け出なければならない。

第六十五条の十二　［同上］

（管理職隊員の事前の再就職の届出）

第六十五条の十三　［同上］

2　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした管理職隊員であつた者（離職後二年を経過しない者に限り、同条第三項の規定による届出をした者を除く。）は、当該同条第一項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第四項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。

3～5　［同上］

第六十五条の十五～第六十五条の十七　［略］

（防衛大臣による就職の援助の実施結果の公表）

第六十五条の十八　法第六十五条の十三に規定する就職の援助の実施結果は、前年度において当該就職の援助を実施した次の各号に掲げる若年定年等隊員及び若年定年制自衛官等の就職の援助の区分に応じ、当該各号に定める事項とし、同条に規定する公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後六月以内に行うものとする。

一　若年定年制自衛官等であつた者のうち、離職の際の階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級であつた者の離職に際しての離職後の就職の援助にあつては、次のイからトまでに掲げる事項とする。

イ　届出に係る氏名

ロ　離職時の年齢

ハ　離職時の職及び階級

ニ　離職日

ホ　再就職日

ヘ　再就職先の名称

ト　再就職先における地位

二　若年定年制自衛官等であつた者のうち、離職の際の階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉以下の階級であつた者の離職に際しての離職後の就職の援助にあつては、次のイ及びロに掲げる事項とする。

イ　離職時に在職していた在職機関

ロ　再就職先の名称

三　法第六十五条の二第二項第一号ロに掲げる若年定年等隊員であつた者の離職に際しての離職後の就職の援助にあつては、当該就職の援助を実施した人数とする。

四　若年定年制自衛官等であつた者の離職後その年齢が六十五年に達

第六十五条の十四～第六十五条の十六　［同上］

（防衛大臣による就職の援助の実施結果の公表）

第六十五条の十七　法第六十五条の十三に規定する就職の援助の実施結果は、前年度において当該就職の援助を実施した次の各号に掲げる若年定年等隊員の区分に応じ、当該各号に定める事項とし、同条に規定する公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後六月以内に行うものとする。

一　法第六十五条の二第二項第一号イ及びハに掲げる若年定年等隊員であつた者のうち、離職の際の階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級であつた者にあつては、次のイからトまでに掲げる事項とする。

イ　届出に係る氏名

ロ　離職時の年齢

ハ　離職時の職及び階級

ニ　離職日

ホ　再就職日

ヘ　再就職先の名称

ト　再就職先における地位

二　法第六十五条の二第二項第一号イ及びハに掲げる若年定年等隊員であつた者のうち、離職の際の階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉以下の階級であつた者にあつては、次のイ及びロに掲げる事項とする。

イ　離職時に在職していた在職機関

ロ　再就職先の名称

三　法第六十五条の二第二項第一号ロに掲げる若年定年等隊員にあつては、就職の援助を実施した人数とする。

［号を加える。］

するまでの間の就職の援助にあつては、当該就職の援助を実施した人数とする。

別記様式第４（第85条の11第１項関係）

就職の援助に係る申請書

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の10第１項の規定に基づき、次のとおり就職の援助について申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

１　申請者

（ふりがな）（　　） 氏　名	生年月日（年齢） 年　月　日生　（　　歳）
現住所 〒	
連絡先　TEL（　　－　　－　　）	電子メール

２　防衛省離職後の職歴

	勤務先の名称	在職期間	防衛大臣による援助の有無	援助を受けた機関名	離職の事由
職歴		自　年　月　日 至　年　月　日	□　□ 有　無		□ 自己都合 □ 解雇又は免職 □ その他（　　）
		自　年　月　日 至　年　月　日	□　□ 有　無		□ 自己都合 □ 解雇又は免職 □ その他（　　）
		自　年　月　日 至　年　月　日	□　□ 有　無		□ 自己都合 □ 解雇又は免職 □ その他（　　）

（記載上の注意）
1　□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
2　防衛大臣による援助の有無の欄は、自衛隊法第65条の10第１項の規定に基づく就職の援助を受けたかどうかを記載すること。
3　援助を受けた機関名の欄は、防衛大臣による援助が「有」の場合に実際に援助を受けた機関名を具体的に記載すること。
（地方協力本部や基地援護室の名称を具体的に記載すること。）
4　離職の事由欄は、該当するいずれか一つを選択すること。「その他」を選択した場合は、その事由を（　）に記載すること。

３　防衛省離職時及び離職前の状況

離職日　　年　　月　　日		離職時の階級	

	所属・階級	在職期間	職務内容
離職前５年間の在職状況等		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	

（記載上の注意）
離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあっては、当該昇任前の階級を（　）で記載すること。

（注意事項）
本申請書に、自衛隊法施行規則第85条の11第1項各号に掲げる書類を添付すること。

［様式を加える。］

別記様式第5(第65条の11第3項関係)

辞退届

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

私は、令和　年　月　日付けで自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の10第1項の規定に基づき申請した就職の援助について、これを辞退します。

辞退の理由

［様式を加える。］

別記様式第５の１（第85条の12第２項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（自衛隊法第65条の11第１項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第85条の11第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 （ふりがな） 氏名			
2 生年月日	年　月　日		
3 官職又は階級			
4 約束前の求職開始日	年　月　日 （□ 約束前の求職開始日がなかった場合）		
5 再就職の約束をした日	年　月　日		
6 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容			
	官職又は階級	在職期間	職務内容
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
7 離職予定日	年　月　日		
8 再就職予定日	年　月　日		
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：		
	再就職先の連絡先：		
10 再就職先の業務内容			
11 再就職先における地位			
12 求職の承認の有無	□有	□無	
13 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	□有	□無	
14 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助 （□ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）			
	（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

（記載上の注意）

１．□のついた項目は、該当する□の中にレ点を記入すること。

２．約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

別記様式第５（第85条の11第２項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（自衛隊法第65条の11第１項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第85条の11第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 （ふりがな） 氏名			
2 生年月日	年　月　日		
3 官職又は階級			
4 約束前の求職開始日	年　月　日 （□ 約束前の求職開始日がなかった場合）		
5 再就職の約束をした日	年　月　日		
6 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容			
	官職又は階級	在職期間	職務内容
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
7 離職予定日	年　月　日		
8 再就職予定日	年　月　日		
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：		
	再就職先の連絡先：		
10 再就職先の業務内容			
11 再就職先における地位			
12 求職の承認の有無	□有	□無	
13 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	□有	□無	
14 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助 （□ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）			
	（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

（記載上の注意）

１．□のついた項目は、該当する□の中にレ点を記入すること。

２．約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

別記様式第６の２（第65条の12第３項関係）

変更届出

（自衛隊法第65条の11第１項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

令和　　年　　月　　日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官職又は階級	変更前			
	変更後			
約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容	変更前	官職又は階級	在職期間	職務内容
	変更後	官職又は階級	在職期間	職務内容
離職予定日	変更前			
	変更後			
再就職予定日	変更前			
	変更後			
再就職先の名称及び連絡先	変更前			
	変更後			
再就職先の業務内容	変更前			
	変更後			
再就職先における地位	変更前			
	変更後			

別記様式第５（第65条の11第３項関係）

変更届出

（自衛隊法第65条の11第１項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

令和　　年　　月　　日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官職又は階級	変更前			
	変更後			
約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容	変更前	官職又は階級	在職期間	職務内容
	変更後	官職又は階級	在職期間	職務内容
離職予定日	変更前			
	変更後			
再就職予定日	変更前			
	変更後			
再就職先の名称及び連絡先	変更前			
	変更後			
再就職先の業務内容	変更前			
	変更後			
再就職先における地位	変更前			
	変更後			

別記様式第６の３（第85条の12第４項、第85条の14第２項関係）

失効届出

（自衛隊法第65条の11第１項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

令和　　年　　月　　日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第１項の規定による届出に係る

約束の効力が失われました
地位に就くことが見込まれないこととなりました

ので、届け出ます。

（記載上の注意）

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第85条の12第４項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同規則第85条の14第２項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第６（第85条の11第４項、第85条の13第２項関係）

失効届出

（自衛隊法第65条の11第１項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

令和　　年　　月　　日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第１項の規定による届出に係る

約束の効力が失われました
地位に就くことが見込まれないこととなりました

ので、届け出ます。

（記載上の注意）

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第85条の11第４項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同規則第85条の13第２項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第７（第85条の14第３項関係）

管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出
（自衛隊法第65条の11第３項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第85条の11第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 （ふりがな） 氏名			
2 生年月日	年　月　日		
3 離職時の官職又は階級			
4 離職前の求職開始日	年　月　日 （□ 離職前の求職開始日がなかった場合）		
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容			
	官職又は階級	在職期間	職務内容
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
6 離職日	年　月　日		
7 再就職予定日	年　月　日		
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：		
	再就職先の連絡先：		
9 再就職先の業務内容			
10 再就職先における地位			
11 求職の承認の有無	□有　□無		
12 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無		
13 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助 （□ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）			
	（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

（記載上の注意）
1　離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあっては、当該昇任前の階級を（　）で記載すること。
2　□のついた項目は、該当する□の中にレ点を記入すること。
3　離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第７（第85条の12第３項関係）

管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出
（自衛隊法第65条の11第３項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第85条の11第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 （ふりがな） 氏名			
2 生年月日	年　月　日		
3 離職時の官職又は階級			
4 離職前の求職開始日	年　月　日 （□ 離職前の求職開始日がなかった場合）		
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容			
	官職又は階級	在職期間	職務内容
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
6 離職日	年　月　日		
7 再就職予定日	年　月　日		
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：		
	再就職先の連絡先：		
9 再就職先の業務内容			
10 再就職先における地位			
11 求職の承認の有無	□有　□無		
12 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無		
13 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助 （□ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）			
	（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

（記載上の注意）
1　離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあっては、当該昇任前の階級を（　）で記載すること。
2　□のついた項目は、該当する□の中にレ点を記入すること。
3　離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第８（第85条の14第４項関係）

変更届出
（自衛隊法第65条の11第３項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

令和　　年　　月　　日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第３項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第８（第85条の13第４項関係）

変更届出
（自衛隊法第65条の11第３項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

令和　　年　　月　　日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第３項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第９（第85条の14第５項関係）

失効届出
（自衛隊法第65条の11第３項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

令和　　年　　月　　日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第35条の11第３項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

別記様式第９（第85条の13第５項関係）

失効届出
（自衛隊法第65条の11第３項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

令和　　年　　月　　日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第85条の11第３項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

別記様式第10（第65条の10第２項関係）

管理職隊員であった者が再就職した場合の届出
（自衛隊法第65条の11第４項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏名	
2	生年月日	年　月　日
3	離職時の官職又は階級	
4	離職前の求職開始日	年　月　日 （□ 離職前の求職開始日がなかった場合）
5	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容	

官職又は階級	在職期間	職務内容
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

6	離職日	年　月　日	
7	再就職日	年　月　日	
8	再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：	
9	再就職先の業務内容		
10	再就職先における地位		
11	求職の承認の有無	□有	□無
12	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	□有	□無
13	防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助 （□ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）		

（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容

（記載上の注意）
1　離職時の階級は，退職時に特別昇任した者にあっては，当該昇任前の階級を（　）で記載すること。
2　□のついた項目は，該当する□の中にレ点を記入すること。
3　離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については，離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第10（第65条の10第２項関係）

管理職隊員であった者が再就職した場合の届出
（自衛隊法第65条の11第４項関連）

令和　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏名	
2	生年月日	年　月　日
3	離職時の官職又は階級	
4	離職前の求職開始日	年　月　日 （□ 離職前の求職開始日がなかった場合）
5	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容	

官職又は階級	在職期間	職務内容
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

6	離職日	年　月　日	
7	再就職日	年　月　日	
8	再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：	
9	再就職先の業務内容		
10	再就職先における地位		
11	求職の承認の有無	□有	□無
12	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	□有	□無
13	防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助 （□ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）		

（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容

（記載上の注意）
1　離職時の階級は，退職時に特別昇任した者にあっては，当該昇任前の階級を（　）で記載すること。
2　□のついた項目は，該当する□の中にレ点を記入すること。
3　離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については，離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年一月一日）から施行する。